

市街化調整区域内における農家住宅等の建築に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市街化調整区域内において行う農家住宅及び農業用倉庫（以下「農家住宅等」という。）の建築に関し必要な事項を定めることにより、無秩序な市街化の促進を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農家住宅 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 2 号に規定する農業を営む者の居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 農業用倉庫 都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 20 条第 2 号に規定する農業の用に供する建築物をいう。
- (3) 農地 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項に規定する農地をいう。
- (4) 農業を営む者 農地法第 2 条第 4 項に規定する自作農又は小作農で、次の要件を満たすものをいう。
 - ア その者が耕作の事業に供する農地の中に、市街化調整区域内において 10 アール以上の農地（農家住宅等を建築しようとする土地を除く。）があること。
 - イ 小作農にあつては、小作地の権利取得後 1 年以上耕作の事業を行っていること。
- (5) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (6) 建築 建築基準法第 2 条第 13 号に規定する建築をいう。

(農家住宅の用途等)

- 第 3 条 農家住宅は、農業を営む者が専ら自己の居住の用に供するものとして建築するものでなければならない。
- 2 農家住宅は、原則として農業を営む者の属する世帯につき 1 住宅限りとする。
 - 3 農家住宅は、建築された後においても専ら当該農家住宅を建築した者の自己の居住の用に供されると認められるものでなければならない。

(農業用倉庫の用途等)

- 第 4 条 農業用倉庫は、農業を営む者が専ら自己の農機具、生産資材等の収納、貯蔵又は保管の用に供するものとして建築するものでなければならない。
- 2 農業用倉庫の規模は、延床面積が 150 平方メートル以下でなければならない。ただし、収納物等により必要と認められる場合は、この限りでない。

(農家住宅等の立地条件)

- 第 5 条 農家住宅を建築しようとする土地は、当該農家住宅を建築しようとする者の居住地と同一の集落内又は耕作地からの距離が当該居住地から耕作地までの距離以内に位置しなければならない。
- 2 農業用倉庫を建築しようとする土地は、当該農業用倉庫を建築しようとする者の居住地と同一の集落内又は耕作地の周辺に位置しなければならない。
 - 3 農家住宅等を建築しようとする土地は、当該農家住宅等を建築しようとする者又はその直系血族若しくは同居の親族が土地登記簿上 1 年以上所有していなければならず、土地登記簿甲区において他の権利者があってはならない。

(農家住宅等の証明申請)

第 6 条 都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 60 条の規定により農家住宅等の建築であることの証明を受けようとする者は、農家住宅等証明申請書(別記第 1 号様式) 3 通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 農家台帳に登載されていることの証明書
- (2) 農家住宅等を建築しようとする土地の登記簿謄本
- (3) 自己の居住及び農業の用に供している建築物の所在地、耕作地並びに農家住宅等を建築しようとする土地を明記した附近見取図(1/2500 程度の都市計画図)
- (4) 住民票
- (5) 誓約書(別記第 2 号様式)実印・印鑑証明
- (6) 建築しようとする農家住宅等の配置図、平面図及び立面図
- (7) 自己の居住及び農業の用に供している建築物並びに農家住宅等を建築しようとする土地の現況写真
- (8) 地籍図
- (9) その他市長が必要と認めるもの

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、既に農家住宅等の建築であることの証明の申請書が市長に提出されているものについては、この告示を適用しない。

附則 (平成 10 年 10 月 30 日告示第 498 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。